

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第2回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成26年8月11日(月) 午後1時30分～午後4時15分	
場 所	彦根市役所5階 第3委員会室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	福祉保健部次長、社会福祉課長、障害福祉課長(障害者福祉センター所長)、子ども療育センター所長、介護福祉課長、健康推進課長、保険料課長、社会福祉課職員、障害福祉課職員、子ども療育センター職員、介護福祉課職員、健康推進課職員
欠 席 委 員	なし	
遅 参 委 員	池上委員、森下委員	

【開会】

【委員会の成立について】

委員8人中6人が出席。過半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。(2名遅参。)

【資料の説明】

事務局より本日の資料の説明。

【341 支え合いのまちづくりの推進への意見・質問】

○福祉保健部次長

今日の現状と課題の欄でございますが、今日の状況につきましては、まず少子高齢化、核家族化のいわゆる常態化に伴いまして、家族や地域というものに対する意識が変容しまして、人間関係も希薄化しているという背景が見られます。

このことから、地域では、住民相互の助け合いや、ボランティア団体、NPO等が取り組む地域福祉活動の推進が求められておりまして、支え合いの仕組みを構築、定着させていく必要がございます。

現在、本市におきましては、市社会福祉協議会が地域福祉活動の重要な役割を担っておりまして、同協議会を支援しながら、安全で安心な福祉のまちづくりを推進し、福祉の担い手づくりを行っているところでございます。

また、高齢者や障害者など自然災害時に支援が必要な人々に対する避難の手助けなど、支援の仕組みとして、災害時要援護者支援制度の推進を市社協に委託をしております。

また、民生委員児童委員活動につきましても、住民からの期待も増しておりまして、地域における福祉課題が多様になってきている中におきまして、相談支援や私ども行政機関へのつなぎ役、また、地域団体との協働した活動の推進が民生委員さんには課題となっております。いわゆる生活課題を抱えながら、孤立し、自殺やひきこもり等の問題が浮き彫りになっていることから、地域で孤立することを防ぎ、つながりを大切にしていくため、支え合いの仕組みづくりを構築し、地域での福祉活動を支援していく必要がございます。

次に、目指す成果欄でございますけれども、目指す成果といたしましては、市社協が計画いたしております地域福祉活動計画の策定を契機としまして、市社協のソーシャルワーカーの地域での活躍が期待でき、地域での共助の仕組みづくりが進むことを期待しております。

次に、平成25年度の主な事業の取り組み概要の主なところを申し上げますと、第1番目に、地域福祉活動への支援といたしまして、市社協の地域福祉活動を担当する職員の人件費助成や地域福祉活動計画の策定に対する支援を行いましたほか、災害時要援護者支援推進員を市社協に託して配置し、災害時要援護者の登録の推進を図りました。ちなみに、平成25年度末で、登録者数は2,101人となっております。

次に、民生委員児童委員協議会連合会への支援を実施しておりまして、民生委員児童委員の知識、技術の習得など、資質の向上を図ったところでございます。

第2番目といたしまして、人材リーダーの発掘と育成及び市民参加の促進につきましても、地域福祉ふれあい事業の中で、市社会福祉協議会が自治会との連携を図りながら、人材育成に取り組まれたことに対する助成や、市社協が地域の福祉団体やボランティア団体に対する支援を行われたことに対する助成を行いました。

第3番目に、協働による支え合いのまちづくりの取り組みについてでございますけれども、民生委員活動や社会福祉協議会の運営の中で、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、NPO法人、ボランティア団体などの関係機関が、個別に連携したり、共同していることが上げられ、また、市の支援として、民生委員が実施しておられるサロン活動等

への支援を行っております。

次に、指標による評価でございますけれども、まず、いきいき安心推進事業につきましては、この開催数は1日1回の開催に、少し期待値を上乗せした目標にしておりますけれども、平成25年度におきましては、ほぼ1日1回程度の開催を達成しております。

災害時要援護者登録者数については、目標の約90%の達成をしております。対象者数全体の4分の1程度の登録となっております。今後も推進を図る必要性が大きいと評価しております。

今後の施策の展開につきましては、本市が策定しております地域福祉計画に基づく、先ほども申しましたけれども、市社協が策定されます地域福祉活動計画、この策定活動の中で市社協のソーシャルワーカーの力量が地域で発揮され、地域での福祉活動が活発となるよう、共助、連携の仕組みづくりが進むことに対して、支援をしてみたいと考えております。

また、民生委員、自治会、地区社協の連携しての活動にも、市からの助言等の支援をしていくものでございます。

管理する主要事業につきましては、付属しております事務事業表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局よりご説明いただきましたけれども、事前に質問等いただいております点も含めまして、ご意見並びにご質問等ございましたら、ご自由にご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員

2つよろしいでしょうか。1つが、地域福祉活動計画の策定が遅れているということですが、その遅れている理由というか、何か原因があつて遅れているのか、そのあたりのことが聞きたいのですけれども。

これはちょっと直接この事業と関わるかわからないのですが、単純に今の市の社協のほうでのいわゆるソーシャルワーカーの数ですね。市民の数に対して、いろいろ人数に対してそれが適切かどうか、図る資料があるかと思うのですが、彦根市として適切な人員が配置できているというふうにお考えなのかどうか、ちょっとそのあたりをお聞きしたいんですけど。

○社会福祉課長

今の市社協が作成します地域福祉活動計画というのは、実は平成23年度に行政計画でございまして彦根市地域福祉計画というものを、23年度末に策定をさせていただいて、24年から28年度までの5年間の期間で、市の地域福祉の考え方というものを大ざっぱに、大ざっぱと言いますとちょっと語弊がございましてけれども、余り細かく規定せずに、こういう方向でという大まかな方向性を計画で出させていただいたところでございます。

それを受けて、今回それを、どちらかというとも実際の活動につなげていただく具体的な活動指針といいますか、そういったことにつなげていただく活動というのが、市社協につくっていただく地域福祉活動計画というような位置づけになってございまして、相互に、補完・補強し合うような計画ということで、両輪の計画であるというふうには思っているところでございます。

今回、計画が遅れているという状況ではございますけれども、まず1つは、根幹に社協さん自身が、いろんなあり方検討会、要はご自身の市社協のあり方検討会であるとか、あるいは学区地区社協のあり方の検討会というものを、ずっとやってこられた経緯もございまして、そういった方向性も一定出された中で、今回いよいよ地域福祉活動計画の策定に着手し始めていただいたという状況がございまして、基本的な立ち位置のところをしっかりと、自身のところで一旦、外部委員さんとかで議論をされた中で、この計画のほうに臨んでいただくということになってきましたので、行政計画が先に立ち上がったんですけども、2年ほど計画の策定が遅れてしまったというような状況にございます。

現在、協議会のほうを立ち上げていただいて、実際に学区地区社協、全部で19学区社協あるんですけども、そのうちの、一旦は5つの学区社協のほうでモデル事業を実施しながら、地域のニーズとか、問題点を拾い上げたりとか、よい点であるとか、そういった部分を拾い上げながら、地域に見合った計画づくりというものを進めるような形で今、進めておられるというような形になってございます。

ですから、地域福祉活動計画というの、大きくは二本立てになってくるというふうに考えております。市全体的な市社協としての考えで地域をどうつくっていくかという部分と、個々の学区ごとの課題によって、作り上げてこられる活動計画というような二本立てになっていると。その中に、この間、ご議論されてきた市社協の基盤整備も、あわせて考えていこうということで、進んでおられます。

今の予定では、今年1年をかけて、今の5つのモデル地区をやっているところを主体に、

そういった計画をつくりながら、順次、他の学区地区社協も含めて計画をつくっていくというような作業が進めていかれるというふうに聞いているところでございます。

もう一つ、ソーシャルワーカーの活動なんですけれども、実際の今19学区社協あるということでございます。その中の、非常に学区地区社協の活動というのに温度差がございます。組織的な問題もございまして、組織体をなしていないといえますか、要は会長様だけが定まっていて、地域を運営していくような方々の役員さんがそろっておられないとか、いろんな事情がございまして、非常に学区によっては温度差がございますので、そういったところも、1つは平準化するといえますか、強化をしていく必要がありますが、その辺の課題がありますので、なかなか一概に、すぐに全部がそろうということにはなかなかならないというふうに思っているんですけども、極力、今はモデル地区なり、今後を進めていかれるようなところには、ソーシャルワーカーというのを配置していくという考え方でいきますと、あともう少し今の職員体制にプラスが必要ではないかなとは思っているところでございます。

ソーシャルワーク、あるいは市社協のコーディネート、今後その地域に対してどうしていくかという形づくりというのが、今のこの地域福祉活動計画の中でつくられていくこととなりますので、地域づくりのプロセスの中で、本当にどれだけの人が必要かということも含めて、検証していただく必要があるというふうに思っていますので、その中には行政も入って、しっかりと協議をしながら、体制づくりをしていくことが必要になってくるというふうに考えているところでございます。

ですから、必ずこの人数だけは必要だというような、お答えできる状況ではございませんけれども、そういったことも加味しながら、今後検討していくというような形、方向性ではあるのかなというふうには思っているところです。

○委員長

よろしいでしょうか。

○委員

現状認識として、なるほどなとわかったんですが、要は行政の立ち位置として、今、地域福祉活動計画の策定が遅れているということに対して、今の話だと、とにかく活動計画を立てるよりも、現場のニーズなりで活動が始まって、それが同時並行的に行って活動計画が遅れているけど、現場ではその活動はやってくれてますよというようなニュアンスで僕は受け取ったんですが、27年、28年までですか、っていう計画を、今もう2年過

ぎてしまった状況で、立ってないということに対しての問題意識というか。それは結局、それがないままに進んでいて、行き当たりばったりでやっているという状況であることは変わらないのかなという気がしたので、例えば、行政のほうからも、計画を立てるのに対する、現場の中だけで難しいのであれば、やっぱりフォローしながらでも、早く策定に向けて動いてもらうような働きかけというのが必要な気がしたので、もちろん、社協のほうの実態もあると思うので難しいかもしれないですけど、それをしないと、次の評価なり、次の活動につながっていかないのかと。これはちょっと意見なんですけども、できればそのあたりも加味して答えていただきたい。

○社会福祉課長

今の件で、実は計画を策定して、平成24年度以降、毎月1回ではございますけれども、市社協とは月1回、その地域福祉活動計画も含めて、いろんな課題に対しての話し合いとございますか、協議の場を設けて、今日まで来たというのが現実の話でございまして、当然、私どもも、例えばですが、こちら今回の行政評価に上がっております地域福祉ふれあい事業であるとか、人件費の補助の関係ですね、そういったところも含めて、今後、その計画の策定等、具体策の状況によって、当然形は変わってくるというふうに思っております、その辺も含めて議論を進めていただくように、かなり協議をずっと進めさせていただいてきたところなんですけれども。

現実のところは、なかなかそうはちょっとまいりませんで、平成25年度あたりから、1つは市社協としてのコーディネート力の強化と、職員のソーシャルワークの力量を上げる研さんという形で、龍谷大学の先生とかと連携したり、あるいは県社協の事業等を活用して、今現在、進められてきたという状況もございまして、実際のところ、ソーシャルワークが完全に、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、完全にできるという状態ではなかったのではないかなという、行政側の評価はしているところでございますので、逆に言えば、これから地域福祉を推進していく上では、具体的に動いていただくのは市社協を中心として、自治会であるとか、地域住民であるとか、地域のいろんな団体さんと連携した形で、いろいろなものをつくっていただくという、征路づくりといたしますか、そういったことが重要になってまいりますので、それをコーディネートしたりとか、ソーシャルワークして進めていくという部分では、まだ若干弱いというふうには感じております。

ですので、そういった点も含めて、今日まで議論をさせていただいてきたという経緯はございます。

○委員長

ちょっと関連ですけども、基本的なことをお聞きしますが、地域福祉計画って、これ5年間の計画ですよ。この9の質問に対して回答を申し上げますと、今年度中に5の学区で活動計画が策定されると。次年度には残り14学区が策定されると。ということになりますと、27年度で終わる計画で、27年度に全学区の活動計画ができ上がると。

となると、この計画5年間ということになりますと、これは次の活動計画に向けて議論を続けていらっしゃるのではないかと思うのですが、となると、この活動計画が実施される時期というのは、もうほとんどないわけですよ。この矛盾を感じるのですが、そのあたりどうなんでしょう、行政としては。

○社会福祉課長

そうですね、今、実際には、ことし1年かけて、ある程度の計画をつくって、27年度から実施をしていくという、走りながらの計画づくりという形になるかというふうに思うんですけども、できるところから、できるものをつくっていかうというような考え方で、今、市社協のほうは考えておられるというような状況でございます。

走りながら計画を立て、当然その間に行政計画のほうの見直しが始まりますので、その段階の見直しも、市社協も含めてちょっと検討をいただくという形で、その後の第2次の行政計画ができた段階では、市社協側の福祉活動計画のほうも、それに応じた検討をしていただくような形で、しばらくの間、ちょっと走りながらつくり上げていくというような形をとらざるを得ないのかなというような状況になってございます。

○委員

今、委員長がおっしゃったことが、すごく、あ、そうだと思ったんですけど、やっていることがちょっとちぐはぐで、もう遅れてしまったのであれば、例えば、そういうことが制度的に可能かどうかわからないんですけど、今やっている計画は、一応27年度とは言っているけれども、そこをちょっと先延ばしにして、計画をきっちりつくるとかしないと、つくったけど、また次をつくらなきゃいけないみたいな話になると、それは非常に、計画をつくっている側にしても、すごく徒労感もあるし、何かそこを工夫することはできないのかなと思うんですが、それは不可能なことなんですか。

例えば、今ここを目標にやっているという目標を、もう少し先延ばしにして、ここはきっちりつくって、その分をやるみたいなことっていうのは不可能なんですか、制度的には。

○社会福祉課長

今年度、策定をするというのが、今モデル事業を実施しながら進んでおります地域を主につくっていくという考え方でございまして、その5地区に関しては、27年度以降の中で、いろいろ事業をご検討いただいたりとかってという形にも具体的な動きに入っていくというような形。段階的にいくと、分けた中で推進されるというふうな形にはなっております。

○委員

それは無駄では。

○社会福祉課長

今、行政計画のほうが、28年度が第1期の周期を迎えますので、28年度に着手する形になりまして、29年度から新たな地域福祉計画の5カ年計画が始まるという状況になってございます。

今年度、市社協さんが策定をされますのが、5つの学区の学区地区住民福祉活動計画という形で、5つの学区の部分について策定されるわけなんですけれども、残りの14学区については、平成27年度で策定をするという形の段階を踏まえるという形になってございます。それを平成31年度までの長期計画という形で策定をして、それによって事業展開はいろいろ考えていくと。その後、32年度から次の次期計画をつくって、その段階で、今はちょっと未定ではございますけれども、行政計画と周期を合わすというようなやり方をするのか、その辺ちょっとまだ決まっておられませんけれども、そういうちょっと順ぐりの形での計画の策定のつくり方という形になってくるというところでございます。

○福祉保健部次長

法律で5年間って決まっているので、行政側がつくった計画は、もう5年で終わりなんです。次の5年がまた来る。学区地区社協が遅れているので、向こうで合わせてもらおうと。うちの2期目のエンドは、向こうの2期目のエンドと、そこは合わすという、目論見をしているのです。向こうのスタートが3年ぐらい遅れているので、委員長がおっしゃるように、実質の第1期の計画期間は1年か2年しかないということなんですけど、2期のエンドでは合わせておきたいというふうには思っているんです。それを一遍に市で、全域でやられるといいんですけども、先ほど言いましたように、人材が十分育ってないので、5学区と14学区に2段階に分けて、1年ずらしてやっていくというやり方をして、市の行政計画の2期目のエンドと、向こうの短い1期と市の通常の1期のエンドは合わすようにしよ

うと。

○委員長

この福祉計画っていうのは、10年スパンで、1期、2期分けて、通算すると10年と
いうことで。

○福祉保健部次長

2期やると10年になります。

○委員長

ですよ。1期が、ほとんど間に合わないという形。それならわかりますね。

○委員

はい、わかります。

○社会福祉課長

社協側の行動計画のほうが、どうしてもこっちの期待しているようなレベルとか内容に
ならないようでしたら、行政のほうの2期目の計画も考え再考しないといけないのかなど
いうふうには思いますけど、ちょっとまだそこまで時間も具体的内容も進んでないので。
そんな状況です。

○副委員長

今の19学区の中には、稲枝社協も入っているわけですね。

○社会福祉課長

そうです。

○副委員長

質問の8番目をさせてもらったのと、それから施策に対する意見ということでさせても
らったのと、評価1とつけた理由について、ちょっと説明を申し上げます。

質問をまずいたしますけど、稲枝地区では、社会福祉協議会として、1世帯、年間90
0円を徴収されているというのはご存じですか。

○社会福祉課長

いえ、存じておりません。

○副委員長

全然、市の方はつかんでおられませんか。1世帯900円ずつ。全く知らないというこ
とですか。

○福祉保健部次長

どの学区社協さんについても存じ上げません。

○副委員長

社協によっては、取っておられるところもあるということですか。

○福祉保健部次長

そういうことだと思いますけれども。

○副委員長

例えば、城西学区の社協が、1世帯当たり100円とか200円とか、徴収しておられるところもあるということですか。

○福祉保健部次長

わかりません。

○副委員長

それは、市のほうで確認はできますか。19社協がある中で、世帯あたりか、あるいは個人あたりか、あるいは自治会の自治会費の中からいくらとか、彦根市の社協に納められているとか、それは確認できますか。

○福祉保健部次長

市へご報告いただくようなことではないので、市ではわかりませんね。確認するとしたら、市社協さんが、ひょっとしたら知っておられるかもわかりませんが、それはわかりません。

○副委員長

それは、こちらの委員会として確認はお願いできますか。

○福祉保健部次長

向こうが答えてくれるのならということですので、ちょっとお答えできませんとおっしゃったら。聞いてみるだけのことはできます。

○副委員長

稲枝のことについては、職員さんに稲枝の方もおりますので、即確認はできると思います。

半ば強制的に1世帯当たり900円を取られている。稲枝の世帯数はおいくつぐらいありますか。

○社会福祉課長

ちょっと。今手元に資料を持ってないので、わかりません。

○副委員長

全くわかりませんか。全くわからないというのも困ったものですね。

○企画課長

彦根市の統計書を持ってきます。ちょっと今準備してませんでしたので、申しわけございません。

○副委員長

その稲枝は、社協さんの人件費が出てないことですね。その人件費に当たる分を1世帯当たり900円を強制的に徴収されているという事実ですね。わかりますか。本来ならば、普通に、一市民の考えは、彦根市社協も稲枝社協も、今学区をおっしゃった城西とか、城北というのは、彦根市社協の中にあるわけですね。

○福祉保健部次長

構成団体ではないです。

○副委員長

普通の市民感覚からすると、旧の彦根市内に住んでおられる方については、1世帯当たり900円という徴収はないわけです。

○福祉保健部次長

どうしておられるかは、ちょっとわかりませんがね。

○副委員長

あるかないかを確認してください。あるところはあるかも知れませんが、稲枝については、1世帯当たり900円を徴収されています。それが人件費に充てられているんだと思います。稲枝支所の中に一人専任の方がおられます。それで普通の市民感覚として、果たして市の行政として不平等、不公平ではないのかということ、ちょっと市の見解をお尋ねしたい。

○福祉保健部次長

学区社協さんにつきましては、地域でつくっておられる任意の団体であるということですので、それを行政が関与するわけでも何でもありませんし、指導する立場でもございませんので。

彦根市社会福祉協議会というのは、社会福祉法人、法人格を持っておられるところですので、そこへは社会福祉法人への助成に関する法律とか、市の条例もございませぬけども、そういったことに基づいて助成はさせていただいたりはしているわけです。

その、いわゆる会費みたいなものをどういうふうに集めておられるかというのは、市役所が関与することではないので、ご質問いただいても、即答できないのもそこら辺にあるんですけど。

○副委員長

私たちは、例えば稲枝の社会福祉協議会に加入をしてなくても彦根市社会福祉協議会の、要するに恩恵は全て受けられるわけですね。

○福祉保健部次長

恩恵というのは。

○副委員長

受益者負担としての。

○福祉保健部次長

社会福祉協議会の活動のエリアでございますので、市の行政エリアがそれに当たります。

○副委員長

僕は、その辺のところはね、どうも納得いかないんです。例えば、稲枝にそれだけの仕事もしないならば、1人ずつと常勤で雇っておられるわけですけどね、その仕事がないならば、事務所は別に稲枝でも構わないんですけども、彦根市関係の仕事を一緒にやってもらって、人件費は当然、市が私は見るべきものやと思います。同じ市民でありながら、彦根市に住んで、知っている人に聞くと「えっ900円。稲枝だけやで」こういう話ですよ。普通の状態を考えてですよ、同じ彦根市民として、片や1世帯900円を強制徴収されていると。片や全然徴収されてないと。この辺のところをちょっと、市の見解としてお尋ねしたいです。

今後、それをどういうふうにされるのか。稲枝は勝手に、強制的に1軒当たり900円取って勝手にやっているというふうにされるのか。口は悪いですけども、そういうふうにつえざるを得ないです。

○福祉保健部次長

すみません。学区社協とか、市の社協さんですね、助成とか助言とかはしますけれども、運営そのものに関与できるわけではございません。例えば市社協としたら別の法人格をお持ちですので、だから、どういう会費とかを調達されるかというのは、それぞれの団体がお考えになられればいい話でして、それを市が、ああしなさい、こうしなさいとか、それは言えないです。

○副委員長

彦根市社協さんが、そしたらどういう、寄附金も含めてですけど、会費なりを徴収されているということは、市の権限で全て調べられますか。

○福祉保健部次長

調べるというよりも、うちは助成金を出しておりますので、当然、外部社協とか、必要な書類を出してもらって財務的に助成が必要かどうかの判断をしますので、そういったことで、市社協の財源の内訳とか、経常費がわかるものは、当然出してもらっていますし、それから市社協に限っていいますと、理事及び評議員に、私も委員の1人ですけども、会議に出ますので、当然、会議資料としては頂戴しますので、評議員会資料として。だから、市社協のことはわかりますけれども、学区社協が、市社協の構成団体であるとは限らないので。ただ、評議員さんにそれぞれなってもらっていると思います。

学区社協が、それぞれどういうふうにしておられるかは、市社協自身もご存じないと思いますし、関与するところでないと思います。

○副委員長

この彦根市社協というところには、田原町の南デイ福祉センターとか載ってますよね。これは、彦根市社会福祉協議会の管轄なんですか。稲枝町の社会福祉協議会の管轄。

○福祉保健部次長

彦根市の施設です。それを彦根市社会福祉協議会に指定管理者として管理を任せているということです。

○副委員長

それは稲枝町の社会福祉協議会に。

○福祉保健部次長

いやいや、違う。

○副委員長

市が全然違うとこにされているのですね。

○福祉保健部次長

彦根市の市社協は、平田の福祉センターに事務局がありますし、稲枝の学区社協さんは学区社協さんで、稲枝支所で机と場所を借りて、やっておられると。

○副委員長

どうですか。委員の皆さん、僕も後で調べて言ったんですけど、その辺を聞かれて、ど

のようにお感じになりますか。一市民として、片や同じような事業のあれをされてて、どういう歴史的背景があるのかは僕も知りませんが、合併前からそのようにされているのか、例えば30年も40年も前から1世帯当たり900円徴収されて、自分らで人件費も出して、ほかに例えば彦根市社協にはないような、手厚い活動もされてるかわかりませんが。稲枝地区は今何世帯ありますか。

○企画課長

今、手元に参りましたので、平成25年の10月1日現在の数値があるんですけども、彦根市全体で世帯数としては4万4,995世帯ございます。それを小学校区別に上がっていきまして、稲枝ということですね、稲枝東・西・北と合わせますと、合計世帯が4,544世帯。

○副委員長

4,500掛ける900ですね。出しておられない方もおられると思いますし、全てが出しているわけではないですけども。900円として。

○福祉保健部次長

大体400万円ぐらいになりますね。

○副委員長

ほかの方の意見を、今聞いただけでは、なかなかわからんかもわからないと思いますけど、意見を尋ねないと。学区社協も含めて、学区社協については、彦根市の社会福祉協議会が把握されているわけですね、全部。

○福祉保健部次長

そこまで私どももわかりません。

○副委員長

市ではわからない。稲枝のことについても、把握されているかどうかもわからない。

○福祉保健部次長

わからないと思います。

○副委員長

そのことと、それから、その財源ですね。寄附金もありましょう、城西学区とか、城北学区とかで、各家庭から徴収されているなり、あるいは自治会費の中から、1万なら1万、何々町から1万、何々町から1万とか取っておられるのか、その辺の財源のことですね。それをちょっと、次回か次々回でも資料をお願いできますか。私もちょっと判断をしかね

ているんですけども、一市民としては非常に不平等、不公平という感を私は持っております。

○福祉保健部次長

市社協の事務局にご存じかどうかは聞いてみますけれども、答えられないとか、把握してないということであれば、お答えすることはないので。企画課通じてまた副委員長のほうに連絡させていただきます。

○委員

別に行政の味方をするわけではないんですけど、社協というのは独立した組織で、市と一緒にやりましょうねとか言いながら、ですけど今言ってくださったように、そんなに、簡単に情報がわかるわけでもなければ、指導できるという立場でもないと思うので、なかなか難しい。市社協に直接尋ねたほうが、向こうからの回答とか、疑問をぶつけるというのは、可能性があるのかなっていう感じはちょっと何となく。福祉計画づくりとか、ちょっと携わってきたので。地区社協の立場と動きとかも、やっていることもばらばらです。

○福祉保健部次長

各学区にある社協は、市社協の下部組織でも構成団体でもありませんので、多分ですけど、評議員は、その学区からなっておられるので、お話程度のことは知っていると思いますけども。書類が毎年、財務報告があるとかないとか、そういう関係ではないと思いますし、私どもと市社協もそういう関係ではございませんので、市の下部組織でも何でもありませんし、外郭団体でもありません。しっかりとした法人格をお持ちのところですので、尋ねてみるという程度のことでしたら、答えてくれかどうかは別にして、あるいは存じておられるかどうかは別、結果は別にしてお尋ねしてみて、その結果はまた、企画課を通じてご連絡させていただきます。

○副委員長

じゃあ、例えば、多くの市民が、それはおかしいということがあっても、市としては関与しないということですね。あくまでも社会福祉協議会という組織でやってると。しかも、その社会福祉協議会の長には、市から退職した部長なり、次長なりが毎年行っているという、そういう組織ですね。

○福祉保健部次長

市社協は、市の職員のOBを事務局へ、現在で言うと事務局長に1名行っておられますけれども、稲枝へは誰も行っていらっやらないと思いますけど。

○副委員長

OBの方は行っておられます。今後そういう、例えば、これは不平等で不公平だと思うようなことで、例えばの話、署名運動になったときでも、市としては一切関与しないということですね。あくまでも市社協ということですか。彦根市としては関与しないということ。その辺のところだけ、ちょっと僕、はっきりお尋ねしたい。

○福祉保健部次長

彦根市役所としては、その各社協さんが、どうやって会費を集めておられて、どうなんだという話についてはコメントする立場にはありませんので。

○副委員長

今後ね、今後、例えば将来的に、彦根市の福祉を考えたときに、いわゆる社協がもちろん、今先ほど言われましたように、中心になってやっているということで、市としては管理してないということなんですけれども、少なくとも不平等感がやっぱり物すごくあるんですね。稲枝地区の住民の方の話を聞いていると。よそのことは知らない。100円、200円取っておられるところはあるかもしれません。僕もそこまでつかんでいませんのでね。稲枝は稲枝で勝手にやっとなんかというふうな考えを持たれるのか、それとも、彦根市全体の福祉として、片や同じようなサービスなりなんんりの提供をされていて、900円強制的に取られていると。片や取られてないという、この辺のところを、将来的にね。なおかつ、それでも、いや、市としては、そういうあれは全然考えは持ってないということなら、それはそれで結構ですけど。

○福祉保健部次長

いや、考えがあるなしの以前に、関与できないと思います。市としては、その各団体の運営に、ああしなさい、こうしなさいというのは。例えば、許認可制のものなら別ですけど、そういうものではございませんし。

○副委員長

今、全体のね、先ほどの話にも出てましたように、市全体の福祉を考えたときにも、それはやっぱり必要なことなんです。

○福祉保健部次長

団体さんとかの運営の財源の問題はちょっと横に置いて、地域福祉というものを考えたときに、簡単に言いますと、大ざっぱに言いますと、公が担うところと民間の地域福祉活動で担うところが、大まかに言うと2つに色分けされて、その民間のところを社会

福祉協議会さんなり、NPO法人さんとかに担っていただきたいと。そうしておられるのが、日本全国どこでも標準的な形です。

ところが、人材的、あるいは財務的に弱いところがあるので、わざわざ法律あるいは条例で決めて、補助金がわかりやすいかもわかりません、その他のものもありますけど、そういったことで支援していける仕組みが日本全国にあるわけです。

その民間の部分というのは、つまり行政が関わらなくても、自主的に福祉活動ができるようにということなので、どう言うといいですかね、法律に触れるようなことをしていると、言わせていただけるかもわかりませんが、基本的には自主活動でございます。その自主活動をするために、どうやって、例えば会費をお集めになるのか、どうかという話は、委員がおっしゃるように、世帯から個別に集めておられるところもあれば、もう自治会費の中で、これ使ってというふうに出しているところもあるのかもしれませんが、ちょっとその辺は、自主的な団体なので、行政に報告をする仕組みにもなっていませんし、私どものほうがそうそう関与しないところでございますので。

ただ、その福祉活動の助成がどうであるとか、あるいはこういうことが、行政側としては期待しているというようなことはお伝えする、そういったことが、この1番目の事業の大枠でございます。

○副委員長

わかりました。資料の提出だけ、すみませんがお願いをいたします。

○委員長

かなり時間も押しておりますので、これだけで時間を費やすわけにはいきませんが、もしほかに、どうしてもということがございましたら、ご意見、ご質問をよろしくお願ひいたします。

○委員

ちょっと意見かもしれないのですが、今、副委員長がおっしゃった、900円というところの話になると、僕もよくわからないのですが、もう少し大局を見たときに、やはり彦根市の福祉の政策がちゃんと市民に行き届くために、行政がやるものと、まちの人たちに自主的にやってほしいものがあると。そちらには、なるべく支援をするという形で、何とか盛り上げる。その盛り上げるっていう役そのものも、要は市が、やはり市全体の福祉の向上という意味では、やはり積極的にかかわる。そのかかわり方というか、もちろんやっている内容を、逐一文句をつけるとか、そのお金の会費の取り方はおかしいとい

うことでないにせよ、何かしら協働するとか、コーディネート能力の支援をするとか、助成をするということが書かれている以上は、何らかのやはりかかわりを、行政としても我々としてはお願いいたしたいと。

それは、当然、行政の仕事の1つであって、何かそこが分かれているから、そちらがうまく回ってないことは、いや、向こうさんができてないだけです、あるいは、そこがうまくやってないだけです、という現状認識で終わるのではなくて、やはりそこに、じゃあ、できていないならば、どのような支援が適切で、結果的に市民にどのような福祉が提供できるかということ、やはり前向きにその状況を認識していただいた後に、行政としてのアクションというの僕はあるのではないかなという気はしますし、そこが何となく、今の議論の中だけで聞いていると、いや、別団体なので、ちょっと関与できない、しゃあないです、ということではすまされないことも僕はあるような。

やはり助成なり支援をする対象としてその団体を見ている以上は、その団体がちゃんとできているかどうかということ、監督する責任はないかもしれませんが、それを見守りながら、行政が適切に支援をする、あるいは協働するという姿勢で対応していただくとか、一緒に取り組んでいただくということは必ず僕は必要だと思うので、ぜひその観点は忘れずに取り組んでいただきたいなど。

○福祉保健部次長

活動そのものはそうですが、ただ、団体の構成のところは、とてもじゃないけど、僭越だと言われれば引き下がらなければならないということが言いたかったです。

○委員長

ご意見でよろしいですか。

それでは、時間もかなり押しておりますので、これで341「支え合いのまちづくりの推進」の施策につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。

評価いただいております点数につきまして、変更等ございましたらお申し出をお願いいたします。

【341 支え合いのまちづくりの推進の評価】

評価について変更なし

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 9.5 効率性 12.5

【341 支え合いのまちづくりの推進の総括評価】

○委員

妥当性、効率性を5にさせていただいているんですが、先ほどから委員も言っておられたんですけども、現状と課題で記述されている公助の仕組みづくりとともにというところの設計図が、いま一つ見えてこなくて、この地域福祉活動計画の策定が本当に機能して活動的になれば、彦根市民の高齢者や障害者や、あるいはそれぞれの家族、市民の皆さん大変助かる事業だと思っておりますけれども、進捗状況の評価、先ほど言われましたけれども、実際遅れているというふうにアップされておられますし、地域をどうつくるかと、あるいは個々の学区がどうつくるかっていう、それぞれの小さい問題の1つ、大きい枠の問題で、それぞれ1年かけてつくっていくというふうに言われましたけど、それがスムーズに動くかどうかというところの疑問もありますし、それから、ソーシャルワークの部分で、学区地区社協に温度差があると言われて、現状把握はされているんだけど、じゃあ、そこを統一するのはどうしたらいいのか、丸々社協さんに委託してるから任せていいのかっていう部分がちょっと、何かもう一つアクションがあってもいいんじゃないかなっていう気がしますので、そういう内容で評価点が5になっておりますので、そこをちょっとご理解ください。

後日事務局で案を作成。

【344 生活支援体制の推進への意見・質問】

○福祉保健部次長

まず、現状と課題の欄でございますけれども、生活保護の相談件数は、平成25年度で年間491件、月40件程度ございまして、その後、つまり年度末から今日にかけてですが、増加傾向にございます。対応する相談支援の体制を整備するため、現在、面接相談員を配置し、また、就労支援員等の配置をしております、運営体制の強化の取り組みが重要となっているところでございます。不況による離職だけでなく、精神疾患による経済困窮、それからいわゆるホームレス等も増加傾向にございまして、細やかな対応が必要となっている現状でございます。

生活保護制度は、本来、社会保障制度が機能していることを前提としまして、それらの制度では支えることのできない人の生活を保障するものでありますことから、国におきま

して生活保護申請前に、困窮者を支える住宅手当の支給など第二のセーフティネット制度の充実が図られてきました。現状におきましては、困窮原因を取り除くための支援の仕組みが重要であるということから、明年度、27年4月から「生活困窮者自立支援法」という法律が施行されまして、それによる生活保護と社会保障の間におられる方の困窮原因を取り除いていこうとする取り組みを進めていくこととなります。

次に、目指す成果の欄でございますが、生活困窮に陥った世帯に対しまして、程度に応じた必要な保護を行う。そして、その自立を助長していくことで安定した生活を送れることを目指します。

次に、25年度における主要な事業の取り組み概要のうち、主なものを申し上げますと、相談実施体制の確立につきましては、民生委員児童委員の協力関係を得まして、生活困窮による相談を初め、保護の申請、適用時に意見聴取を実施しておりまして、開始・廃止の連絡を含め、地域での見守り等の協力を得ているところでございます。

次に、相談窓口の充実・実施体制の整備につきましては、社会福祉制度の専門的な知識を有する初期面接相談員1名を配置しておりますほか、就労に対する意欲を喚起するための支援員、それから、いわゆる学生さんでございますけれども、を対象としました学力向上支援員の配置をしております。

次に、自立の促進につきましては、職業安定所との連携、就労支援員や学力向上支援員の配置により、就労や学力向上の支援を進めましたほか、制度活用支援員を配置し、例えば年金受給権の調査を行いまして、加入期間不足に対する貸付制度手続の支援や助言など、他法他施策の活用を図ったところでございます。

次に、指標による評価の欄でございますけれども、訪問達成率の目標80%に対しまして、結果は83%となっております。これは家庭訪問によります生活実態の把握が重要であるということから、月次での管理をコンピュータ管理をすることによりまして、未達成の状況を可視化、これは内部的な話ですが、未達成の状況を可視化できるようにしまして、ケースワーカーへのスーパーバイジング、いわゆる査察指導を充実させた成果であると考えております。

次に、今後の施策の展開方法につきましては、記載のとおりでございまして、学力向上支援による貧困の連鎖の防止のほか、就労意欲の喚起や具体的な就労に結びつける支援に注力してまいりたいと考えております。

その他、関係する主要事業等につきましては、記載のとおりでありまして、附属の事業

評価表のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、事前に質問等いただいております点を含めまして、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

すごい細部ですけれど、私は7番質問したのですが、1番で質問されている方も3番で質問されている方も、同じ回答と思うのですが、お答えのされ方が、今回は相談件数が少なく、かつ、そういう対象者が生活保護であったので減っていますという書き方で、かつ、生活保護の相談数をすごく増えているということなんですが、昨年度に比べて相談数が少なかったということは、昨年度でかなり問題が解決されたということですか。昨年までに相談されていた方が。

○社会福祉課長

住宅手当の関係でございますけれども、こちらにつきましては、基本的には3カ月という期間、最長でも9カ月という期間がございますので、要は続いて年度をわたって、ずっと継続して何年も給付を受けられるというものではございませんので、その点で、昨年、非常にちょっとなかなか、相談件数の少ないというのは、なかなか分析のしようがないのですけれども、実際のところ、状況的には24年度の半分の相談件数しかなかったというような状況でございます。

ただ、今年は、昨年度の12件という相談件数はもう既に上回っておりますので、ちょっとどういうわけで、その12件の減り方をしたのかというのは、分析のしようがなく、回答に困ったというところもございます。

○委員

同じところになるかもしれませんが。相談件数ってカウントですけども、要は住宅支援を入れたいのだとか、そのことについて話が聞きたいけどもというような話なのか、そもそも非常に聞いて難しいのですけど、あるいはどっちの事業の中でサポートしたらいいのかというのは、例えば生活保護の話を聞きに来たけれどもとかっていうこともあり得るかと思うのですが、この場合の字数の出し方としては、どのようにその数字が出てきていると僕らは認識したらいいのですか。

○社会福祉課長

この相談件数というのは、住宅手当のほうをとということで相談に来られた世帯であると解釈していただければと思っております。

当然、相談の時点で面接相談員がおりますので、その中で、とてもではないけど、住宅給付だけでは無理ですよと、もう生活保護のほうがいいですよというようなご案内とか、ただですね、相談に来られる方というのは、複合的に生活困窮に陥った要因をお持ちですので、場合によっては他の施策につないであげたり、そういったこともしながら、場合によっては、それだけでも解消できるというような世帯もございますし、相談だけでもう次回、実際に申請にも来られなかったというような方もおられますけれども、そういったつなぎ方を今現在はしているという状況です。

○委員長

続けて、どうぞ。

○委員

ということは、相談件数という数字だけを追っかけるのではなくて、要は結びついた事業なり、その取り組みで、要はセーフティネットにひっかかった、実は僕、今回少し、指標の見直しをしなくてはいけないという意見書かせてもらったんですけども、要は彦根市として、窓口はどこであっても、市民への支援が受けられるように、いろいろ横断的にサポートするのが必要な部分だと思うんですね。そうすると、それぞれの個々の事情に対して、相談件数がいくつあった、去年から多くなった、少なくなったっていうだけの数字で、その事業そのものの評価をしていく、あるいはその事業のあり方を考えて、ややちょっと無理があるのかなという気もしているのですが、そういう意味で言うと、ちゃんと事業として、その事業に乗った、あるいはその受給を受けることができた、それによって自立が促進されたというようなことを何か追っかけるような指標というのは、彦根市がそれを判断するために取っておられるデータというか、そういうものっていうのはないんですか。結局、相談しかないのですかね、数字として。

○社会福祉課長

相談だけではないというふうには思いますけれども、なかなかちょっと捉え方というのが非常に複雑多岐で、結果として自立されているとか、生活保護も受給されて、その後、自立に向かっていく段階へのプロセスは、もうほぼバラバラでございますので、なかなか数値化するというのは難しいところもございまして。

ただ、その一面では、例えば、今は生活保護受給世帯だけの対応でしかないんですけども、他法他施策を活用する制度活用支援員というのを配置させていただいているんですけども、この者については、その世帯、あるいは個人の受給できる制度があったら、まずそれを受給してもらおうようにしようと。例えば、社会保障制度でいきますと、年金、現時点は受給資格がないということですけども、例えば年金後納をすることによって受給権が発生すると。それによって収入が得られて廃止になる、あるいは支給する保護費を減らすという方策というのか、そういったことは十分、今はそういう形でのやり方をしているという部分もございますので、数値化というのはちょっと複雑な見方をする形になるのかなというようなところがございます。

○委員

逆にこれは、どちらかって、僕は彦根市のほうがきちっとサポート支援ができていてということをはっきりさせるためにも、僕は逆に出してもらったほうがはっきりするのかなという意味合いも兼ねて、逆に、ちゃんとこれだけのサポートなりがきちっとできたんだってことを1つ証明するためにも、そこら辺の何か。もちろん、今言ったように数値化の難しい部分もわかるのですが、願いとして、そういう、ただ相談件数がこちらの支援事業ではこれだけ多くなってきたとか、その数をどうするっていうことだけじゃなくて、持っていただくほうがよりその効果を、市民もですし、行政のほうも判断を、次の施策を考える上で重要になってくるのかなとちょっと思ったので、ぜひまた検討だけでもできれば。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

ホームレスがふえてきているという現状がありますが、実際、どのぐらい人数がいらっしやるというか、把握がもしされているようでしたら人数を聞かせていただきたいのと、そういう方々の対応はどのようになされるのか、お聞きしたいんですけど。

○社会福祉課長

平成25年度では、おおむね32件、32世帯というのですか、ほぼ人だと思っておりますけれども、この方々というのは、今セーフティネットの事業の中で民間のアパートの借入れをさせていただいております。一時的にそこに入れていただいて、そこを拠点に例えば救護施設へつないだりとか、あるいは居宅を見つけるとか、就労に結びつけるとか、そういったつなぎの拠点という形の捉え方で、そこに一応は、短期間だけの居住しかちよっ

と認めておりませんが、そこから次の世帯を見つけてもらったりとか、就労に結びついていただけるのを拠点にさせていただくとか、そういった形の対応をしているところがございます。

これが全部かどうかちょっとわかりませんが、中には彦根市さんのそういう施設があると聞いてきたとかってというのがございまして、ちょっとそういう他の市町を経て来ておられる方もあるのかなという気はいたします。

ですから、必ずしも彦根市内だけで、これだけの方がホームレス状態でおられるかどうかというのは、通常の国からの調査ではそんなに現状としては発見をされていないので、そういった面はあるのかなと思っていますし、逆に言うと、派遣就労でもう退去になって、寮を出なければならぬというので、出てしまっ行って行き先がないとかっていうのも結構、現場としてはあるということが事実としてございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

ほかにごございましたら、お願いいたします。

○委員

生活保護に関して、相談件数とか、それから訪問の件数で数字を出してくださっているのですが、実際の受けられている方の件数とか、そういうことに関する分類というのはどんなふうか。

○社会福祉課長

昨年度でいいますと、493件相談がございまして、相談件数の内訳でちょっと若干分類をさせていただくと、高齢者の世帯ですね、これが91件、それから母子世帯というのが75件、それから障害者の世帯が44件、それから何らかの傷病等を抱えておられる世帯が67世帯、それと、その他という形で、それ以外で支給されている、相談に来られたというのが216件ございます。その中で、保護申請に至ったケースというのが144件ございまして、ちょっと順に申し上げますと、高齢者世帯が24件、それから母子が25件、それから障害者が11件、それから傷病が21件、それから、その他世帯が63件というような形になってございます。

その他世帯は稼働能力があって生活困窮に陥っているという方が主というふうに見ていただければいいかというふうに思っています。要は、高齢、母子、障害、傷病に当たらないけどもっていうところの方々ということで、こちらのほうの、先ほど申しあげました

増加によって、若年層の生活保護受給がふえてきているというようなところがございます。

○委員

それは年々増えているとか、そういう傾向というのはどうですか。

○社会福祉課長

全国的にもやっぱりその他地帯と言われるところがふえてきているというのがございます。ので、国の申し上げているところというのが、社会保障制度というのが今の若者というのが、年金も掛けないとか、定職についてないというのもあったりとか、社会保障制度自体が適用されないという可能性が大になるので、今後、将来的にはその方々が、ある程度、年齢層に達した地点では、そういった方々の受給世帯が増えるであろうということが考えられるというのが、国の見解も一部出ているわけでございまして、全国的な数字としては今の分類的にいくと、その他の世帯が若干、ここ最近、右肩上がりに増えているというような見方になってございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございましたら、お受けします。

○委員

数値だけの質問ですけれども、セーフティネット支援対策事業のところの収入・資産・扶養義務調査の目標を現在値がちょっと超えているのですが、目標値はこのままでいいのですか。

○社会福祉課長

この目標値ですね、ちょっと若干、ある意味、想定数というような状況にもなっているところがございまして、実際には目標値に達しているというところではあるのですけれども、言えば目標値を上げることが目的、目標値というよりも成果を上げていくというところから辺が実際の目標ではないかなと思っていまして、この扶養義務調査も、どの世帯も自立の方策によって若干、世帯ごとによって変わってくるところがございまして、ある一定は当然、そういった意味では、いろんな調査とか、先ほど言いました年金の受給資格の有るか無しかの調査とか、あと、どれだけ納めればというような調査とかっていうのは当然必要になってきますし、その方が障害者手帳を受給できるかどうかとか、それに伴う、年金を受給できるかどうか、そういった調査というのは、今後、当然必要になってきますので、この部分は目標値が低くとも、どんどん実成果を上げていきたい数値ではございますので、余り

この辺、上げ過ぎてもですね、どうなのかなというのもちょっとございましたので、ある程度、ある一定の標準的な目標数値として掲げて、数値的には評価をさせていただくような形でというような思うところがございまして、そういう状態にしております。

○委員長

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、コード番号344「生活支援体制の充実」につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。

【344 生活支援体制の充実の推進の評価】

評価について変更なし

有効性 16.2 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 15.0

【344 生活支援体制の充実の推進の総括評価】

○委員 評価の理由で仰っているのですけれども、自立された指標がちょっと知りたいということ書いているのですが、私も8番の質問をしたのは、そういう意図が1つあって、政策的評価が図られているのでしょうかという質問をさせていただいたんですが、それに対するお答えはいただいているのですが、結果として成功したのかどうか、ちょっと見えてこないで、「してます、してます」ということはおっしゃっていて、それは非常に評価できることだと思うんですが、結果としてどうなったかという数値を見える形にしたいだけとありがたいなというふうに思います。今回はもういいですけど。

○福祉保健部次長

国へ報告する統計、毎月、月次ごとにとっているもので、そこにもいわゆる廃止したケース、もちろん自立したケースですけども、理由が定められた類型でとっているものがあるんですよ。だから、その年間分ですね、表を串刺して件数を挙げることは可能ですけど。

○委員

僕としては、数字が知りたいというよりは、そういう数値も追っかけながら、行政が支援していただけているのかな、あるいは、それがもし抜けているのであれば、そういうところの指標がないので、もし自分たちの中でもそのことが、基準というか、何か自分たちのやっていることの成果として、ちゃんと追っかけていただければいいなというふうな思いなので、数字が聞きたいというよりは、そういう行政が動きをしてもらいたいという思いです。

○福祉保健部次長

先ほど副委員長の質問と一緒に、また企画課通じて。

後日事務局で案を作成。

○委員長

それでは、3時5分まで休憩とさせていただきます。

(休憩)

(再開)

【342 障害者（児）福祉の推進への意見・質問】

○福祉保健部次長

それでは、障害者（児）福祉の推進につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、現状と課題の欄でございますけれども、障害者数の増加や障害者の高齢化、障害程度の重度・重複化が進む中におきまして、いかにサービスを提供していくかというところがございます。

また、自立、社会参加に向けた支援面からは、移動支援やスポーツ・文化活動等の場の提供が挙げられます。

発達支援の面からは、早期発見、早期療育並びに人生の各ステージに応じた生涯にわたる支援体制の構築、整備が必要でございます。

さらには、ノーマライゼーションの理念に基づき、施設、病院から地域での生活への場への移行が求められておりまして、障害者理解の高揚と生活環境の整備が必要となっております。

目指す成果は、障害者が地域の中で自分らしく生きることができるまちを目指すことと、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合い、共生できるまちを目指すこととしております。

25年度の主要な事業の取り組み概要のうち、主なものを申し上げますと、まず、地域生活の支援についてですが、いずれの障害に対するサービスにつきましても、生活の質の向上を図るために、内容や供給体制の充実に努めております。

生活全般にかかわる事項に関して、気軽に相談できる相談支援事業も2事業から3事業にふやし、委託実施をしております。

次に、社会参加の促進についてでございますが、障害のある人の移動や外出の支援のため、社会生活上、必要な移動や外出を容易にするよう移動支援事業を実施するとともに、重度の心身障害者の方に対しまして、自動車燃料費・福祉タクシー運賃の助成を行いました。さらに、視覚聴覚障害者の情報収集やコミュニケーション手段の確保のため、点字広報等の発行や専任手話通訳者の配置に努めました。

次に、雇用・就労の促進についてでございますが、一般就労が困難な障害者に対する就労と職場定着に向けた支援として、湖東地域障害者就業・生活支援センターに運営経費を助成しまして、新規就労及び職場定着に取り組みました。

次に、障害者施策の総合的な推進についてですが、市の障害福祉施策の基本を定める「ひこね障害者まちづくりプラン」並びに障害福祉サービスの数値目標と、その確保方策を定めます「第3期彦根市障害福祉計画」の進行管理のほか、障害のある子ども等に早期療育を進め、子どもの成長・発達を促し、障害の軽減、2次障害の予防に努めるため、障害児療育事業を実施いたしました。

また、発達障害のある人などの支援のための専門職員を配置した発達支援室を開設したところでございます。

次に、指標による評価でございますけれども、指標としております訪問系サービスの利用実人数につきましては、25年度実績が190名となっております。27年度の目標値135名を超えております。これはホームヘルパー事業所がふえ、利用できる枠が増えたということが主な要因でございます。

また、働き暮らし応援センターが支援したうちの新規就労者についても、目標値33人に対し52人となっております。これは、同センターの就労場所開拓等が進んでいることが要因でございます。

次に、今後の施策の展開方法についてでございますが、個々に重症心身障害者や発達障害、行動障害のある人への支援拡充が必要でございます。また、支援のための相談活動において、内容の複雑化に対して専門家対応が重要となります。こうしたことから、湖東地域障害者自立支援協議会、湖東定住自立圏推進協議会の場を通じまして、湖東福祉圏域での共同実施に注力してまいりたいと思います。

さらには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められておりまして、高齢者や児童福祉、また、教育の部門等とも連携を緊密にしていく必要があると考えておるところでございます。

その他、関係する事業につきましては記載のとおりでございます。附属の事務事業評価表たくさんございますけれども、記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお願いをいたします。

ございませんでしょうか。

○委員

すみません。ちょっと判断が。数値の目標と現在値をどう読めばいいのか。この事業に関して、施策に関しての事業に関して難しいのは、ちょっとさっきも話しましたが、例えばデイサービスの事業の利用者数の目標を立ててられて、その現在値がほぼ、それより達してない、24時間対応型の在宅福祉サービス事業が目標値に対して、それをはるかに上回っているっていうのは、目標よりも利用していただいているということでよかったのか、というのあれば、そこまで利用されないまでの、皆さん、よかったんだと見るのか、物によって判断が難しいなというふうな状況です。

○障害福祉課長

一部ちょっと数値目標等でご訂正がございましたので、まずもっておわび申し上げます。

今のご質問の中で、デイサービス事業の方につきましては、24時間対応型のそれぞれの目標、成果、それぞれの考え方があるんですけども、もちろん目標があつての成果ということになると思います。

デイサービス事業の方につきましては、非常に、事務事業評価表の中にもございますように、ある程度、利用者が固定化されてきているのと、それから高齢化してきているというところがございます。その中で、新たなニーズを踏まえた上で講座を組んでおるんですけども、少しずつ目標としては利用者を増やしていきたいというところではございますが、徐々には増えてはおるような数字でございますけれども、こちらのほうは、今そういうふうな課題に向けて講座の回数も増やしたりとかしながらニーズに対応しているというふうな状況で、数値目標と成果というのは相関関係にあるかと思えます。

2つ目の24時間対応型サービス事業の方につきましては、ご質問にもございましたけれども、この事業が、その目標をはるかに超えてしまうことがどうなのかというご質問が、

たしかあったと思います。おっしゃるとおりでございまして、この事業は、本来はセーフティネットということで、本来の障害者総合支援法に基づきます事業が使えない場合に、緊急であるとか、その障害の重さ、あるいは対応の困難さでもってこの事業を使わざるを得ないがために、重きを置いている事業でございまして、この事業が増えるということは、本来は本来の障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスで対応できなきやいけないんですが、お答えにも書かせていただきましたように、現行の国の報酬体系の中では、なかなかマン・ツー・マン対応をするとか、逆に1対2対応しなきやいけないケースもございまして、そこまでの各事業所様での対応が困難である。そのために、各種加算制度を独自に設けている事業もございましてけれども、おっしゃっていただきますように、この逆転現象というのが、この24時間の事業に関しましては、余り評価は、逆の方向になるのかなというふうに考えております。

以上でございまして。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

この施策の中に含まれるのか、ほかでそういうことがあるのか、ちょっとわからないままの質問で恐縮ですけど、障害が複雑化もしていますし、例えば特にやっぱり精神ということで言うと、いろいろ聞こえてくるうわさだとか、情報だとかがすごく交錯していて、偏見であるとか、間違った考えを持っている市民の方も多いのかなって、私はちょっと思うことがあるのですが、その方々に正しい知識だとか、対応の仕方だとかということ、周知しているような啓発活動っていうのはあるんでしょうか。

○障害福祉課長

国の事業の中で、地域生活支援事業というのがございまして、従前から彦根市独自におきましても、障害者理解という部分での啓発活動を行ってまいりました。講演会方式でありますとか、12月障害者週間に合わせて、この事業をやらせていただいております。中でも、例えば障害の区分と申しますか、種類と申しますか、身体障害のある方の中でもかなりの種類がございまして、あと知的障害の中においても発達障害を伴うでありますとか、自閉症を伴うでありますとか、そういった方々もいらっしゃいます。

おっしゃっていただきました精神障害の中で最も多いのが、鬱病、あるいは統合失調症、そういった方々への対応という部分につきましては、講演会の中であるとか、事例検討で

あるとか、各場面でちょっとその啓発のやり方は違うんですけども、毎年は行っておるんですが、なかなか障害者理解というと、やっぱりそれぞれもともと持っておられる先入観だとか、そういったものを払拭するところまでは至るには時間かかるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。こういう問題だけではなくて、啓発という全体の大きな問題ですけど、その辺の啓発をしたいというテーマで啓発の事業をすると、結局、関心のある人しか来てないと。本来、啓発すべきところにどう届けていくかっていうのが、多分、もう本当、福祉だけで私どももいつもそここのところが悩みどころですけど、届けなきゃいけないところにどう届けていくかというところの工夫をしていただけるとありがたいなと思います。お願いします。

○障害福祉課長

今年度から既に検討には入っておるんですが、例年のやり方でまいりますと、障害の関係であれば障害だけ、あるいは、ほかの人権の関係であれば人権だけという部分で、今年につきましては、私どもの事業としましては26年度事業になるんですけども、人権政策課のほうとタイアップしまして、いわゆる障害者虐待の関係を一緒にやることで、今度は人権政策課がもともとやっておりました企業さんへのアプローチという部分で、障害者虐待防止法の中には雇用者の方への啓発もございますので、そういう、いつも民生委員さんでありますとか、社会福祉協議会さんであるとか、地域の方々、一般の方も含めて対象としておりますけれども、もう少し幅を広げてそういうやり方を工夫しながら、また来年度に向けても、そういう検討もしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

では、ないようでございますので、コード番号342「障害者（児）福祉の推進」につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。

【342 障害者（児）福祉の推進の評価】

評価について変更なし

有効性 17.5 必要性 18.1 妥当性 15.0 効率性 15.0

【342 障害者（児）福祉の推進の総括評価】

○委員

施策に対する意見で書かせていただいて4番の質問で回答いただいたりしているところを受けまして、今まで評価委員会をさせていただいて、例えば5年とか大きなスパンの計画事業で、中の計画を変えるなんてことはほとんどなかったと思うんですが、そういうところでも積極的に県のほうの補助事業の創設に伴って、いろいろ組みかえられたりしてはおられるものの、常にニーズに合わせた対応ができているなどと思って、私は大変評価できるなど今回思いました。

後日事務局で案を作成。

【343 高齢者支援の推進への意見・質問】

○福祉保健部次長

まず、現状と課題の欄でございますが、2025年問題として取り上げられますように、高齢化率の上昇は今後も続き、いわゆる団塊の世代の方々が高齢者となり、新たな就労や社会参加が期待されるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりの実現が課題となっております。

次に、要介護認定者数の認知症高齢者数につきましても、増加傾向がございまして、認知症対策事業を効果的に推進していく必要がございます。

また、介護現場での人材不足が深刻でございまして、介護サービス業者にとって質の高いサービスを提供するための人材確保も課題となっております。

さらに、在宅介護サービスの確保と質向上も本市の大きな課題でございます。

このほか、介護保険料の収納率の向上を図っていく必要があります。

次に、目指す成果についてでございますが、住民への自主的な健康づくりの活動や、認知症を理解するための取り組みを推進することにより、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指してまいります。介護予防事業を推進し、高齢者が意欲を持って就労することで、地域で活躍できる高齢者の増加を目指します。

地域密着型サービスの基盤確保に努め、介護職員の質の向上を図るなど、上質なサービスが提供されることを目指します。

次に、25年度における主な事業の取り組み概要のうちの主なものを申し上げますと、

まず、高齢者の活動支援の充実につきましては、高齢者の活動支援として、老人クラブ活動に助成を行い、さらに働くことを通じて社会参加と健康増進につながる活動を行っているシルバー人材センターに補助を行いました。

また、緊急時の通報装置の設置により、ひとり暮らし高齢者の方の生活の不安解消を図ったところでございます。

次に、介護予防の推進につきましては、介護予防教室を開催し、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行ったほか、運動指導員の方の養成などを行いました。

認知症対策につきましては、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方とその家族としての理解者の増加を図ったところでございます。また、ボランティアグループとともに、街頭啓発やパネル展示等により、理解の普及啓発に取り組みましたほか、新たに脳の健康教室を開催いたしました。

次に、介護保険事業の運営についてでございますが、認知症対応型通所介護やグループホームの整備を行いました。また、介護職員の人材確保と定着のための職場説明会や研修会を開催いたしました。

介護保険財政の安定のため、嘱託収納員による徴収や口座振替の勧奨、滞納処分の実施等により保険の収納率の向上に努めたところでございます。

次に、指標による評価でございますけれども、指標としましては、シルバー人材センター登録者数の割合、4.5%に対しまして、25年度は3.9%となっております。近年、上昇傾向にございますが、これは同センターでの入会説明会の拡充による成果だと見ております。

次に、要介護認定者の65歳以上人口に対する割合は、目標値15.6%に対しまして16.8%となっております。これは、やはり独居や認知症のある高齢者の方の数がふえているとともに、介護保険制度は平成12年から始まっておりましてでございますけれども、十数年を経まして制度の浸透が定着してきたものと思われま。

次に、今後の施策の展開方法についてでございますが、高齢者が自立した日常生活を営めるように、暮らしやすい住まいづくりに対する支援や、生活不安の解消や安全の確保のための緊急通報システム等のサービスを継続していくほか、シルバー人材センターの活動についても引き続き支援を行いまして、地域の支え合いにつなげてまいりたいと考えております。

介護予防等の推進につきましては、出前講座等の実施による身近な地域での介護予防事

業を推進し、高齢者全体への健康教育を進めます。また、認知症サポーターの養成や資質向上を図り、街頭啓発等により広く認知症に対する理解を浸透させてまいりたいと思います。

介護保険事業の運営につきましては、介護保険事業計画に基づきまして、小規模特別養護老人ホームなどの地域密着型のサービスの整備を図るとともに、介護職員の人材確保や定着のために、広域での職場説明会や定着研修などを開催してまいります。

このほか、介護保険財政に対する理解を求める啓発を行い、保険料収納率のさらなる向上に努めてまいりたいと思います。

その他、関係する事業等につきましては、記載のとおり、それから付属の事務事業評価表のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いを申し上げます。

○委員

緊急通報システムですけれども、地域の設置目標が独居高齢者世帯の1割となっているんですけれども、これは割合として目標が低過ぎないかなという印象があるんです。目標って言うと、最終的には10割ですね。有償か無償にかかわらず10割という目標を立てて、独居世帯での事故であるとかといったものを未然に防ぐための事業であれば、当然、目標をもっと高くすべきじゃないかと思うんですけれども。

○介護福祉課長

緊急通報システムにつきましては、独居の方というようなことで要綱等を設置させていただきまして、事業を実施しているところでございます。確かに10割設置していただけたら非常に安心だなというようには思うんですけれども、現在のところ、民生委員さんを通じて、必要な方ということで申請をしていただいておりますので、今のところ必要ない方もいらっしゃるというところもございますし、みんながみんな、今必要かどうかという点では、どうかなというところもございますので、独居高齢者の10%を一応の設置目標にしているというような状況になってございます。

○委員

これは無償ですか。

○介護福祉課長

いえ、利用者負担がございまして、一月当たり、118円いただいております。

○委員

開始された当時と比べて、ネットの環境等々も含めて環境が大幅に変わっていると思いますから、システムについても、またあり方というのは変わってくると思いますので、10%ってちょっと、エリアで決められたような印象が拭えないんですけども。この負担金118円、人によっては高いと思われる方もおられると思いますけれども、一般的な、電話代に1万円、2万円使う時代ですので、そういった中負担をいただくことで、逆に家族と離れて住まれている家族の方からいただいても構わないわけですし、安心っていう意味では、もう少し目標を高く設定していただいて、やり方そのものをちょっと考え直すという時期に来ているのではないかなと思いましたので、意見として。

○委員

緊急通報で多賀町のこと、土砂崩れとかの通報が入っていたと思うんですけども、多賀町あたり、あるいは土砂崩れ以外でも、そういう大きな災害のときに、必ずこの地域はというところの高齢者の方々は十分でしょうか、対応ができるようになっているのでしょうか。そこら辺は把握ができているのでしょうか。

○福祉保健部次長

このシステムは、高齢者の方が「助けて」というのを発報されるシステムなんです。災害の、例えば避難してくださいとか、それはまた別の仕組みがございまして。

○委員

すみません。失礼しました。

○福祉保健部次長

日常生活の中で、例えばひとり暮らしだと不安なんで、具合が悪くなって倒れちゃって、誰も来てもらえなくて買い物も行けないときに。

○介護福祉課長

ペンダント型のものがございまして、それを押してもらったらコールセンターにつながるとか、電話型のやつも出ていますので。

○福祉保健部次長

コールセンターにつながって、コールセンターの方が例えば119番を代わりにしてくれる、そういう仕組みです。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

特に今のこの話だけではなくて、全てにおいてなのかもしれないですけど、ちょっと今出たので、指標の設定の仕方のところ、例えば10%が少ないとした個人的な意見も含めれば、それはなかなか難しいですが、やはり市として行政が算出根拠をしっかりと持つという意識というか、例えば、じゃあ他の市町村を含めて、割合もあって、そのまた、彦根市としては、これに対してこれぐらいの割合が適切だと思って設定していますよということに関しては、もう少しそのやはり指標の設定をして、それを目標としてやると言った以上は、もう少し明確な10%の理由というものがお聞きできるほうが、我々としては納得できるのかなというのをちょっと、今お聞きしながら感じてました。

単純に、じゃあ10%という数字が多いか少ないかというのは、僕も個人的には多いとか少ないかありますが、それはどちらかということ行政側がしっかりとその設定をしたときに、どういう根拠でそれを出しているかということが明確に示されることで、初めて我々が判断できる、あるいは市民が、それが適切に頑張ってる市民のために行政がサービスしてくれているんだという納得が得られる部分だと思うんですね。なので、あんまり、さっきの900円もそうなんです、数字が今多いとか少ないかっていうことだけで我々も突っ込んで話をしているというよりは、それをしっかりと、どういう根拠で示したのかということ、きちっと担当部署の方が把握をされて、質問が出たときに、我々はこういう人数の割合の中で、この数字が適切でないかと考えてやりましたということになれば、それに対してどうだということは言えると思うんですけども、どうしても出てくる数字を、さっき先生がおっしゃった、まさに僕もそうなんですが、どう捉えていいのかって我々もわからない中で、実数の数字だけ出てきているので、もう少しやっぱりそれは、もちろん数値化するの難しくて、やむを得ず出てくるものの中にはあるんでしょうけれども、それでもやっぱり一定数字出して目標数値とする時点では、やっぱり10%というんも僕はすごく大事な数字だと思いますし、もう少しそのあたりのことを協議いただいた中で設定をしていただきたいなというふうに、ちょっと今聞いていて感じました。

○委員

ちょっと追加ですけど、今の緊急通報システムで言えば、事前質問の回答の中で、地域の民生委員さんの設置が必要と思われる世帯の把握と利用の調整の役割を担っていただい

ているっていうことは、民生委員さんの中で、ある程度その対象となる数であるとか、今の状況ってというのが把握されているんだとすれば、そのところをどう、市としてまとめて把握されているかあたりも示していただけると、多分もう少しわかりやすいのかなという感じが。

○委員長

ご意見として頂戴いたしました。

ほかにございましたら。

○副委員長

いつもこれ、ここの部署のことになると、老人クラブの加入率の問題がある。65歳以上の人口の全ての率から出しておられるのか、あるいはもうホームに入られて老人クラブには入りませんよと、そういう方も含めておられるのか。地域の中で、もう一切活動はできませんよと。精神的にも肉体的にも、そういう方も含めておられるのか、これ、下がっていますよね。極端に言うと、4人に1人の参加しかないところに、補助金を出されているわけですよね。先ほどの指標ではないけれども、例えば15%、10%になっても、まだやっぱり出しますよと、今までやってきたんやからというのは、そういう僕は指標も、これはやっぱり必要やと思うんです。もうこれ、目に見えてきて、加入率が、毎年これ2%とか3%とか、多分これ減ってきているのではないですか。

例えばこれ、どこまでやるんだと。極端に言うと10%やろう、1割しかない。でも、それでも老人クラブという組織でやっている限り、出しますよと。今までと同じように出したら、段々多くなるわけですよね。同じ金額だけやから。全部同じ金額でやっていったら、加入老人会とか加入者が少なくなったから、一人当たりの率はもらえるのが多くなるわけですよね。

これ、市としては、例えばどの辺のところまで。ずっと以前からの話になると、加入率4人に1人なのに、これだけ出ているんですかと。ここにも書いていますように、補助金の申請の書類とか、あるいは領収書類なども、これ全部やっぱりつけなきゃいかんという、その辺の煩雑さもあるのだと思うんですけれども、この辺のところは、どうなんですか。1つの目安として、例えばもちろん自分たちのためにゲートボールやったり、体操やったり、活動指標か何かに多分書いてあるのだと思うのですが。でも、そうじゃなしに、例えば地域の中でどれだけ貢献をされているとか、1つの目安として。

具体的に、例えば子供の立ち当番をされている老人会もありますし、わざわざ学校の近

くまで行って、交替でいっておられるところも老人会はもちろんありましょうし。だから、1つはそういうやっぱり目安も僕は必要かなと。今の段階では、これだけ以上のクラブで申請があったら補助金を出しましょうというのでやっておられると思うんです。その辺のところも、将来的にはちょっとやっぱりしていかなと、いつまでたっても極端な話だと、15%もやっぱり出すんですかと。

例えば、市民の中でも、ほとんど老人会って入ってない。私のような年代だと入られていない方のほうが圧倒的に多いと思います。その辺のところも、将来的に向かって、必要かなと思いますので、意見として。

○介護福祉課長

補助金の話なんですけども、今、老人クラブに対してお出しいただいているのが、国において定められている活動、7つの活動があるんですが、それについて活動されたところについては、補助金を出させていただきますというところでございまして、うちのほうも啓発しているんですけども、申しあげているようになかなか加入率も年々減ってきているというところで、国の要綱等がある限りは、うちとしても出していきたいなど。出してやってまちをよくしていただきたいなという思いはございます。

もう1つ言っていたいただいたボランティア的なものにつきましては、この補助金の対象ではないんですけども、例えば市の単費でやっております「彦」が対象になるかなと思いますので、これを活用していただくともっとまちづくりに繋がっていくと思います。

○副委員長

なかなか地域の老人会の方にまで彦という意識は、恐らく広がってないんじゃないかと。普段からボランティア活動をされている方については、これは利用したほうがよいとなるけども、ちょっとその辺の啓発の問題も多分あるかとは思いますが、非常にいいシステムやから、使ってもらったらいいと思いますよ。

○介護福祉課長

申請自体も、委員がおっしゃっていただきましたけど、結構複雑なんです。今、我々、市単独で出させていただいている。複雑といいますか、手間がかかりますんで、嫌がられるクラブさんもございます。

そこら辺のこといろいろ、うちも工夫しながら、マニュアルを作って申請書と一緒に送付させていただいたりとかやっておりますので、何とかクラブから脱退されるとかいうところのないように、考えているところでございます。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

他の委員も言われたのですが、地域の民生委員さんは、各地区の全ての独居老人に本当に働きかけているのでしょうか。

というのは、ちょっと前に戻って申しわけないんですけども、341「民生委員設置事業」のところで、最近の委員さんの活動が広範囲化して、自治会の組織の弱体や個人主義化する住民感情などがあり、活動に対する理解や協力が得られにくく担い手不足が懸念されているという内容もありましたけど、ちょっと聞かせていただきたいなど。

この民生委員さんは社協さんと関係があるのでしょうか。

○福祉保健部次長

民生委員さんは社協さんと直接的には関係ないので、別の。

○委員

民生委員さんが独居老人の方々にそれぞれ働きかけて、返ってきた内容は、市として理解できる。

○介護福祉課長

全て民生委員さんの活動の把握は、できてないんですけども、民生委員さんに独居の方ですとか、高齢者のみの方のところへ訪問等、声かけとか、気を配っていただいているなというふうには思っています。

○委員

民生委員の数って、把握ができなくてもいい数字なんですか。

○福祉保健部次長

民生委員さん自体の数ですか。民生委員さんは、世帯数に応じて一定定数が決まっていますから、彦根市で何名というのは。

それと担当地域ですね。例えば、ここですと元町には元町の民生委員さんがおられます。

○委員長

ちょっと数字のことでお聞きしたいんですが、いわゆる老人クラブの活動助成事業ですが、①のところの取り組み状況と現状のところで、適正クラブが95、小規模クラブが13クラブとなっています。その裏側の⑦の25年度事業の概要のところの単位活動クラブに対する助成ですが、適正クラブは100で、小規模が11と。適正クラブが95しかな

いのに100のクラブに助成されているということで理解してよろしいでしょうか。

○介護福祉課長

質問の1番のところで書いているのですけれども、申しわけございません。間違いでございまして、差換えております。

○福祉保健部次長

もともとお渡ししている事業評価表の①と書いている95クラブ、13クラブが正しい数字でございます。裏面のほうも記載が間違っていたので、きょう差しかえで。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○副委員長

このシルバー人材センターの人数ってわかりますか。

○介護福祉課長

登録者数でございますか。

○副委員長

登録者数でいいです。年々増えてますか。

○介護福祉課長

はい。平成24年度末で945人、平成25年度末で979人でございます。年々増えてはおると。

○副委員長

非常に市民の方の評判はいいです。業者さんやお金も比べるともちろんですけど、つけんどんで、特にひとり暮らしの方ですとか、もうかゆい所に手が届くような、そういう作業までやっていただけるということで、非常に評判はいいと思いますんで、まず多分、恐らくもっとふえてくるんじゃないかなと思います。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか、

では、ないようでございますので、コード番号343「高齢者支援の推進」につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。

【343 高齢者支援の推進の評価】

評価について変更なし

有効性 16.8 必要性 16.8 妥当性 11.2 効率性 13.7

【343 高齢者支援の推進の総括評価】

後日事務局で案を作成。

○委員長

以上で、本日予定しておりました施策評価は、全て終了いたしました。長時間にわたりますて熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、事務局から何かあればお願いをいたします。

○企画課長

具体の施策評価は全て終わりましたので、議題にありますその他のことにつきまして若干、事務局のほうから説明させていただきます。

冒頭で資料の配付をさせていただいたときに、こちらのほうは最後に説明させていただきますとさせてもらったのですが、委員の皆様方のお手元にお配りしております「行政評価に対する施策・事業への反映状況について」という資料がございます。ホチキスどめしたものとA4一枚の資料がございます。これ以前にもご指摘いただきましたとおり、今現在、施策担当課というのが入っていますけれども、こちらの各課へ行政評価に対します施策・事業の反映状況について、今確認をしている段階でございます。

それで、一枚物のものを見ていただくと、ちょっと吹き出しみたいのがあるので、これが記入要領になっているのですが、左のほうに総括評価、外部評価結果報告書に対する行政評価委員の意見をこちらのほうでまとめていますので、右の空いたところに、担当課のほうから行政評価委員会からいただいた意見に対します、今年度の取り組み状況ですとか、予算の実施状況、また、来年の予算措置予定、意見の反映状況を記入して担当課のほうから返していただくというようになっております。

また、下のほうの欄ですけれども、妥当性及び効率性で低い評価となったことに対する意見で、妥当性・効率性とかが低い点になったことに対しましても、担当課としてはこうだという意見があったりとか、施策全体で改善に向けた取り組みや、取り組み予定があったら、担当課のほうでこちらのほうに記入するということになってます。これを今、担当課に書いていただいていますので、本日が第2回の行政評価委員会なんですけれども、第5回の検討委員会で、このふりかえりをお願いすることになっております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、その説明に関しまして何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうにお返ししますので。

○企画課長

それでは、皆様、本日の会議は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、次回、第3回目の委員会につきましては、9月8日月曜日の14時から開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。資料につきましては、追ってご連絡させていただきます。

それでは、これもちまして、第2回の彦根市行政評価委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)

会 議 録 の 確 定	
委員長署名	大 橋 松 行

平成26年度 第2回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	しがNPOセンター
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師